

高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭のお母さん、お父さんが就職・転職などのため、6カ月以上学校に通学して必要な資格を取得する場合に、修学期間中の生活の安定を図るために一定期間給付金を支給します。

講座受講前の相談が必要です。

【対 象 者】

次の要件をすべて満たす方

- 四日市市に居住する20歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の母または父
- 児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にある方
- ※児童扶養手当の支給を1年以内に受けていた場合、支給対象となることがあります。
- 適職に就くために、対象資格を取得することが必要と認められる方
- 過去に高等職業訓練促進給付金を受給していない方
- 仕事（育児）と修学の両立が困難であると認められる方
- ※支給にあたっては書類審査等があります。

【対 象 資 格】

- 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、精神保健福祉士、はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師、歯科衛生士、美容師、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI 認定資格などの国家資格。

※その仕事をする上で、必要となる資格であること。

【支 給 期 間】

- 修学期間の全期間（上限4年）

【支給額】

★ 高等職業訓練促進給付金

	月額	課程修了までの期間の最後の12か月
非課税世帯	100,000円	140,000円
課税世帯	70,500円	110,500円

★ 高等職業訓練修了支援給付金（修了後に1回限り）

非課税世帯	50,000円
課税世帯	25,000円

【支給申請に必要な書類】

- ① 申請書一式（全て市役所がお渡しするもの）
 - ・「四日市市高等職業訓練促進給付金等支給申請者（第1号様式）」
 - ・請求書（第3号様式）
 - ・同意書
 - ・事前調査票
 - ・債権者登録申出書兼口座振込申出書
- ② 申請者とその児童の戸籍謄本または抄本
- ③ 養成機関発行の在学証明書
- ④ 養成機関の概要・年間カリキュラム
- ⑤ 通帳の写し（振込金融機関の口座番号が確認できるもの）
- ⑥ 本人確認ができるもの（運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど）

＊ まずは事前相談にて資格取得の計画や生活状況をお聞きし、手続きについてご説明します。
その後、上記のものをそろえて申請を行ってください。

＜お問合せ先＞

四日市市こども未来部 こども家庭センター 管理係
電話：059-354-8298